

別紙

改正後	現行
<p data-bbox="689 308 1104 331">厚生省発医第137号</p> <p data-bbox="689 368 1081 392">昭和54年7月27日</p> <p data-bbox="689 429 1104 453"><u>最終改正厚生労働省発医政0807第8号</u></p> <p data-bbox="689 489 1081 513"><u>令和6年8月7日</u></p> <p data-bbox="427 550 837 574">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="165 671 315 695">1・2 (略)</p> <p data-bbox="165 732 266 756">3 (略)</p> <p data-bbox="208 793 443 817">(1)～(15) (略)</p> <p data-bbox="208 853 931 877"><u>(16) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）</u></p> <p data-bbox="241 914 1104 1177"><u>令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が実施する次の事業とする。</u></p> <p data-bbox="264 1214 1104 1302"><u>ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）</u></p> <p data-bbox="264 1339 1104 1426"><u>イ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）に対し、都道府県が補助する事業</u></p>	<p data-bbox="1659 308 2074 331">厚生省発医第137号</p> <p data-bbox="1659 368 2051 392">昭和54年7月27日</p> <p data-bbox="1659 429 2074 453"><u>最終改正厚生労働省発医政0926第5号</u></p> <p data-bbox="1659 489 2051 513"><u>令和5年9月26日</u></p> <p data-bbox="1397 550 1807 574">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1135 671 1285 695">1・2 (略)</p> <p data-bbox="1135 732 1236 756">3 (略)</p> <p data-bbox="1178 793 1413 817">(1)～(15) (略)</p> <p data-bbox="1178 853 1328 877"><u>(16) (新設)</u></p>

別 紙

改正後					現行				
4 ～ 5 (1) 3 (15) (略)					4 ～ 5 (1) 3 (15) (略)				
<u>(16) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）</u>					<u>(16) ア (新設)</u>				
ア・イ (略)					ア・イ (略)				
(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業					(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業				
(6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業					(6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業				
<u>(16) イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）</u>					<u>(16) イ (新設)</u>				
ア・イ (略)					ア・イ (略)				
(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業					(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業				
(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業					(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業				
(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業					(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業				
<u>(16) イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。）</u>					<u>(16) イ (新設)</u>				
ア・イ (略)					ア・イ (略)				
(4) ・ (5) (略)					(4) ・ (5) (略)				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額

別紙

改正後					現行				
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へリポート1か所当たり 92,489千円	(略)		(略)		へリポート1か所当たり 85,559千円	(略)		(略)
過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
研修医のための研修施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医のための研修施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医療拠点病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医療拠点病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>352</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)	離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>326</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)
産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
分娩取扱 施設設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取扱 施設設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整 備の場合 <u>42,621</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>105,782</u> 千円	(略)	(略)	(略)	死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整 備の場合 <u>39,427</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>97,856</u> 千円	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
有床診療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり 2,350 千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー ー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 23 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 22 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 27 千円 (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 26 千円	(略)	(略)	(略)	有床診療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	(当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり 2,174 千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー ー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 21.4 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 20.7 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 25 千円 (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 24.3 千円	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
	自動火災報知設備を新設 する場合 1施設当たり <u>1,222</u> 千円	(略)	(略)	(略)		自動火災報知設備を新設 する場合 1施設当たり <u>1,130</u> 千円	(略)	(略)	(略)
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 <u>329,194</u> 千円	(略)	(略)	(略)	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 <u>304,527</u> 千円	(略)	(略)	(略)
	へき地診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)				へき地診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)		
院内感染対策施設整備事業	1室あたり <u>15,724</u> 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は	(略)	(略)	(略)	院内感染対策施設整備事業	1室あたり <u>14,546</u> 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
	35.787千円を加算する。					33.105千円を加算する。			
医療施設 設備 改修等 施設整備 事業	対象の長さ1m当たり基準 単価 93千円（ただし30 mを上限とする。）	(略)	(略)	(略)	医療施設 設備 改修等 施設整備 事業	対象の長さ1m当たり基準 単価 86千円（ただし30 mを上限とする。）	(略)	(略)	(略)
新興感染症 対応強化 事業 (協定 締結医療 機関 施設整備 事業)	病室の感染対策に係る 整備 1室当たり14,546千円	病床確保に係る協定締 結医療機関として必要な 個室整備等に要する工事 費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空 調設備、トイレ、バス等 の付属設備の整備を含 む。)	3分の1	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別 紙

改正後				現行				
	<p>病棟等の感染対策に係る整備</p> <p>対象面積 1 m²当たり</p> <p>基準単価 239,300 円</p>	<p>病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>2分の1</p>					
	<p>個人防護具保管施設の整備</p> <p>対象面積 1 m²当たり</p> <p>基準単価 239,300 円</p>	<p>病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費</p>						
<p>(注) 1～2 (略)</p> <p>6～15 (略)</p>				<p>(注) 1～2 (略)</p> <p>6～15 (略)</p>				

別 紙

改正後				現行			
別表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)				別表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)			
施設の名称	種目等	構造別	単価	施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>	へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>
		ブロック	<u>172,500</u>			ブロック	<u>159,600</u>
		木造	<u>198,300</u>			木造	<u>183,400</u>
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>
		ブロック	<u>185,400</u>			ブロック	<u>171,500</u>
		木造	<u>212,200</u>			木造	<u>196,300</u>
過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>	過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>
		ブロック	<u>172,500</u>			ブロック	<u>159,600</u>
		木造	<u>198,300</u>			木造	<u>183,400</u>
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>
		ブロック	<u>185,400</u>			ブロック	<u>171,500</u>
		木造	<u>212,200</u>			木造	<u>196,300</u>
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>	研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
		ブロック	<u>258,500</u>			ブロック	<u>239,100</u>
		木造	<u>295,100</u>			木造	<u>273,000</u>
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>	へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>
		ブロック	<u>172,500</u>			ブロック	<u>159,600</u>

別 紙

改正後				現行				
	離島豪雪地帯	木造	<u>198,300</u>		離島豪雪地帯	木造	<u>183,400</u>	
		鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>			鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>	
		ブロック	<u>185,400</u>			ブロック	<u>171,500</u>	
		木造	<u>212,200</u>			木造	<u>196,300</u>	
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>	
		ブロック	<u>258,500</u>			ブロック	<u>239,100</u>	
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>	へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	
		ブロック	<u>230,900</u>			ブロック	<u>213,600</u>	
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>	へき地医療拠点病院	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>	
		ブロック	<u>258,500</u>			ブロック	<u>239,100</u>	
	医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>	へき地医療拠点病院	医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>	
		ブロック	<u>172,500</u>			ブロック	<u>159,600</u>	
		木造	<u>198,300</u>			木造	<u>183,400</u>	
	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>294,800</u>	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>272,700</u>
			ブロック	<u>257,100</u>			ブロック	<u>237,800</u>
木造			<u>294,800</u>	木造			<u>272,700</u>	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>	産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	
		ブロック	<u>230,900</u>			ブロック	<u>213,600</u>	
		木造	<u>264,400</u>			木造	<u>244,600</u>	

別 紙

改正後				現行			
	宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>294,800</u>		宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>272,700</u>
		ブロック	<u>257,900</u>			ブロック	<u>238,600</u>
		木造	<u>294,800</u>			木造	<u>272,700</u>
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>264,400</u>	分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>230,900</u>			ブロック	<u>213,600</u>
		木造	<u>264,400</u>			木造	<u>244,600</u>
	宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>294,800</u>		宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>272,700</u>
		ブロック	<u>257,900</u>			ブロック	<u>238,600</u>
		木造	<u>294,800</u>			木造	<u>272,700</u>
(注) 1～3 (略)				(注) 1～3 (略)			
第1号様式(略)～第7号様式(略)				第1号様式(略)～第7号様式(略)			